

標準作図例 Cホテル（飲食店との複合施設）

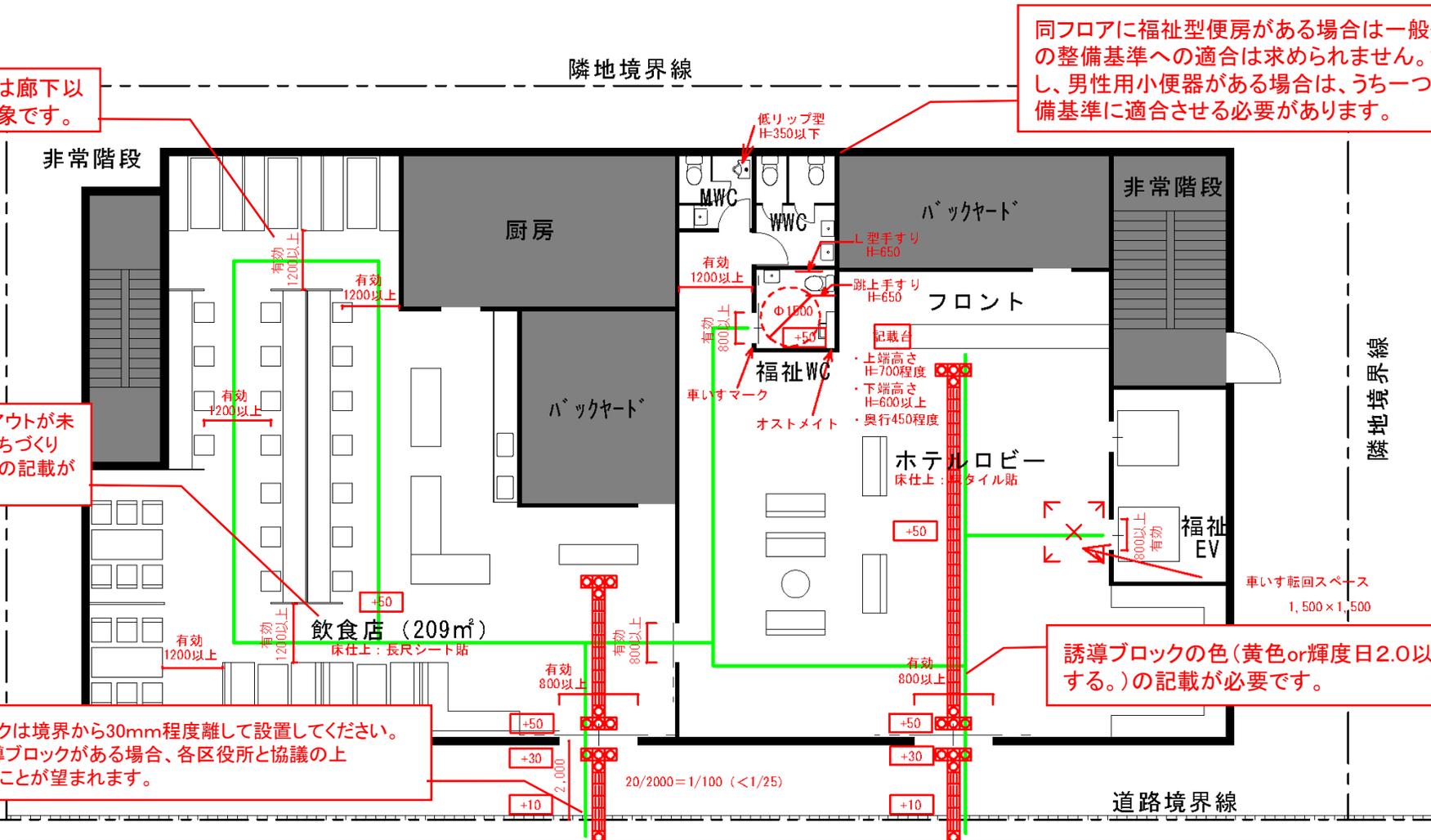
2.廊下等の規定は廊下以外の通路等も対象です。

同フロアに福祉型便房がある場合は一般便房の整備基準への適合は求められません。ただし、男性用小便器がある場合は、うち一つを整備基準に適合させる必要があります。

テナント未定やレイアウトが未定の場合、福祉のまちづくり条例に適合させる旨の記載が必要です。

誘導ブロックは境界から30mm程度離して設置してください。歩道に誘導ブロックがある場合、各区役所と協議の上接続させることが望まれます。

誘導ブロックの色（黄色or輝度日2.0以上とする。）の記載が必要です。



床仕上げ	
アプローチ	インターロッキング舗装
ホテルロビー・飲食店	ビニル床シート貼り
客室・廊下・共用室	カーペット

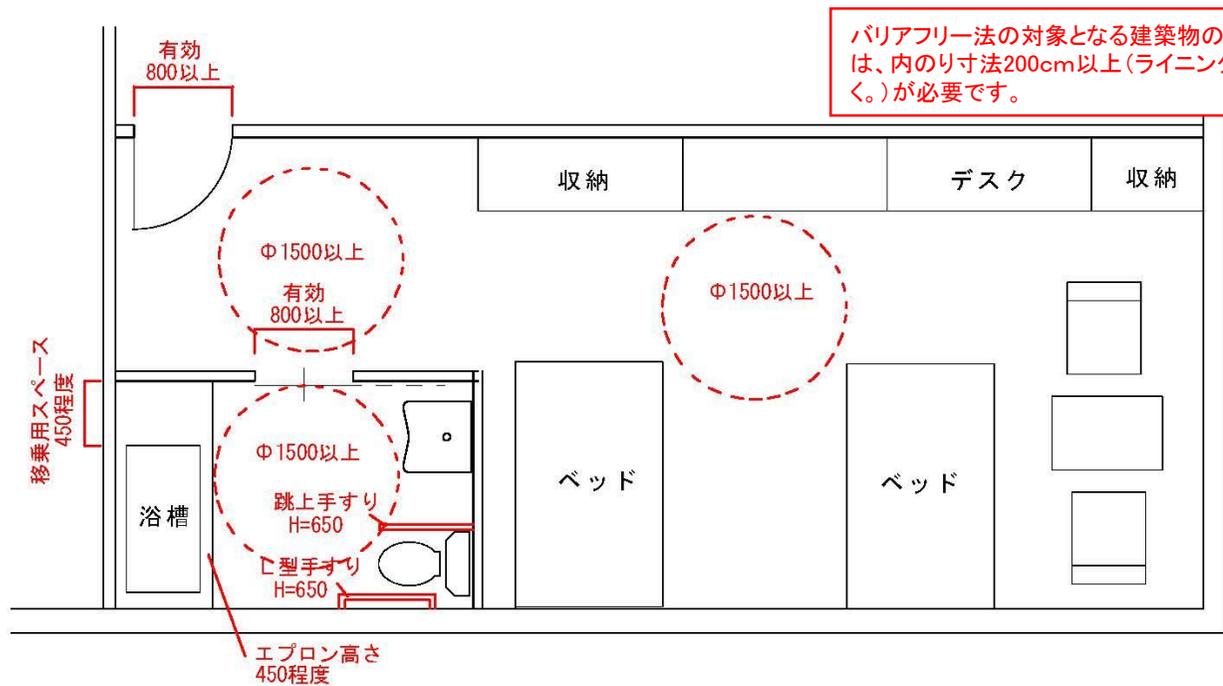
整備対象外部分とは、従業員等、不特定多数の方が使用しない部分をいいます。審査の円滑化のため、対象外部分については図面に表記をお願いします。

整備対象外部分：

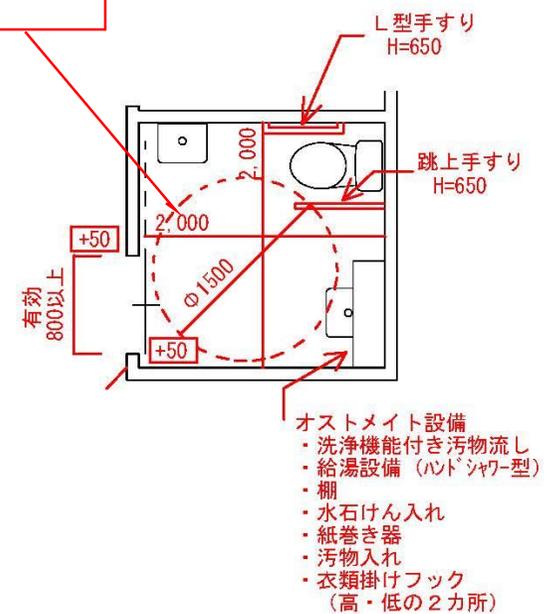
<h2>福祉のまちづくり条例</h2>	図面名称	図面番号
	配置図兼1階平面図	C-1
	福祉のまちづくり設計事務所 一級建築士 福祉 太郎	

移動等円滑化経路： ———
 （道～福祉型便房、道～利用居室、車いす使用者用駐車場～利用居室を含む）

バリアフリー法の対象となる建築物は移動円滑化経路の記載が必要です。



バリアフリー法の対象となる建築物の福祉型便房は、内のり寸法200cm以上(ライニングの寸法は除く。)が必要です。



2F 車いす使用者用客室 詳細図

1F 福祉型便房 詳細図

車いす使用者用客室内については高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した設計標準(国土交通省)を参考にしてください。

福祉のまちづくり条例	図面名称	図面番号
	詳細図	C - 4